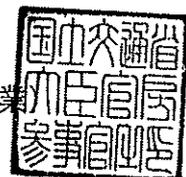




国官参物第94号
令和元年8月22日

(一社) 日本倉庫協会会長 殿

国土交通省大臣官房参事官 (物流産業)



消費税の引き上げに伴う倉庫料金の届出について

標記について、別添のとおり各地方運輸局各交通政策部長、神戸運輸監理部総務企画部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に周知方願います。

国官参物第94号
令和元年8月22日

各地方運輸局交通政策部長
神戸運輸監理部総務企画部長
沖縄総合事務局運輸部長

】 殿

国土交通省大臣官房参事官（物流産業）
（公印省略）

消費税の引き上げに伴う倉庫料金の届出について

本年10月1日より、消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、倉庫料金の変更の届出が必要となる場合があるので、各地方運輸局等においては、下記に従って、事務処理上遺漏のないように取り計らわれない。

また、一般社団法人日本倉庫協会会長及び一般社団法人日本冷蔵倉庫協会会長あて、同旨の通知をしたので了知されたい。

記

1. 消費税率の引き上げと倉庫料金変更届出との関係

消費税の加算は、倉庫業法施行規則第24条第1項に規定する「料金の適用方法」に該当するので、倉庫事業者は、原則として、消費税率の引き上げに伴い料金変更届出をする必要がある。

2. 料金変更届出を要しない場合

本年9月30日以前に、料金の設定または変更を届け出て当該届出が受理された事業者のうち、料金の適用方法として、具体的税率を明示せず消費税相当額を請求する旨を定めている場合であって、消費税率の引き上げ後には、当該消費税率に基づき消費税を加算することが明らかである場合には、係る届出を行っている事業者は、料金の変更届出を要しない。

3. 消費税率転嫁の料金変更届出について

(1) 消費税率を転嫁することのみを理由とする倉庫料金変更届出書の「料金の種類、額及び適用方法」については、変更しようとする部分の新旧対照表で足りるものとする（別紙参照）。

(2) 当該料金変更届出書を受理した地方運輸局等は、当該届出に関係局がある場合には、「倉庫業法施行規則等運用方針・〔29〕料金の届出・7 経由局又は受理局の手続」に従い、関係局に通知されたい。

(別紙)

(届出書の例)

料金変更届出書

年 月 日

〇〇運輸局長 殿

住所
氏名 } 法人にあつては、名称
及びその代表者の氏名

下記のとおり料金を変更したので、倉庫業法施行規則第24条第1項の規定により、届出書を提出致します。

記

1. 変更した料金の適用方法

倉庫業法施行規則第24条第1項の規定により届け出た全ての料金の消費税に係る事項を以下のとおり変更致します。

(新)

(旧)

2. 適用日

令和元年10月1日